

マラリア流行地域判断基準一覧表(1)

(アジア・オセアニア)

アメリカ合衆国、カナダと全てのヨーロッパ諸国においてマラリアの発生は報告されていない。

アイウエオ順

アゼルバイジャン	A
アフガニスタン	B
アフガニスタン(アフガニスタン)	B
アラブ首長国連邦(北部の山麓、谷間)	B
Abu Dhabi首長国、Dubai,Sharjah,Ajman,Umm al Qaiwanの各都市	A
アルメニア	A
アルメニア(アルメニア)	B
アモク川(香港周辺を含む)	B
イースター島	A
イスラエル	A
イラク	A
イラク(イラク)	B
イラン	A
イラン(イランの地域(地上でも))	B
Sistan,Baluchistan,Hormuzgan,Kerman(南部)の田舎(7月から10月)	B
インド(標高2000m以下の全領(下記を除く))	B
Himachal Pradesh,Jammu and Kashmir,Sikkim各州の一部地域	A
インドネシア(下記を除く全境と、セレベス島、ロンボク島のリーフ地)	B
Jakarta市、大都市、JavaとBaliの主要リゾート観光地	A
ウエーク島	A
ウクライナ	A
ウズベキスタン	A
オーストラリア	A
オマーン	A
Musandham,North Batinah	B
カザフスタン	A
カタール	A
カンボジア	B
ブノンベン、Tonle Sap湖周辺(アンコールワットを除く)	A
北マリアナ諸島	A
キプロス	A
キリバス	A
キルギスタン	A
グアム	A
クウェート	A
クック諸島	A
クリスマス島	A
グルジア	A
南東部の村落(7月から10月)	B
サイパン	A
サウジアラビア(メッカ)	A
南部地域のほとんど(Assal山の高地を除く)、西部の田舎地域	B

サモア	A
シリアアラブ共和国	A
シリアアラブ共和国(シリア)	B
シンガポール	A
スリランカ	B
Colombo,Kalutara,Nuwara Eliya郡	A
スリランカ(スリランカ)	B
タイ	B
都市と主な観光地(Bangkok,Chiangmai,Pattaya,Phuket,Samuiなど)	A
大韓民国(下記を除く全境(北緯37度以南))	A
朝鮮半島の北部(北緯38度以南)	B
特に江原道、京畿道	B
太平洋諸島(アメリカ信託統治領)	A
タンザニア	B
タンザニア(タンザニア)	B
Kampala地方(6月から10月)	B
台湾	A
タヒチ(仏領ポリネシア)	A
チモール	B
中華人民共和国(主要都市を示す)	
広東省、雲南省、広西壮族自治区、海南省、桂林、昆明、廣州、深セン、南京、スウトゥ、リウチョウ、チューハイ(珠海)、チャンチヤン、山東省、浙江省、四川省、福建省、河南省、安徽省、湖北省、湖南省、江蘇省、江西省、貴州省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区(南東部のZangbo川の谷沿い)(上海、重慶、青島、成都、武漢、福州、南京、杭州、鄭州、長沙、アモイ、寧波、臨安、南昌、瀋陽、馬王堆漢墓、蘇州、孔子廟、洛陽、徐州、ラサ)	B
黒龍江省、吉林省、内蒙古自治区、甘肅省、遼寧省、河北省、陝西省、寧夏回族自治区、山西省、青海省(北京、天津、香港、成安、撫順、吉林、長春、旅順、大連、瀋陽、敦煌、雲崗、太原、包頭、鞍山、ハルビン、チチハル)	A
朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)	A
南部	B
ツバル	A
トケラウ	A
トラック諸島	A
トルクメニスタン	A
南東部の農村地帯(6月から10月)	B

トルコ	B
西部と南西部の主要な観光地域	A
トンガ	A
ナウル	A
ニウエ島(ニュージーランド領)	A
ニューカレドニアと周辺保護領	A
ニュージーランド	A
ネパール	B
Baraの大部分、Western region, Western region, Kathmandu valley, Madhesh, Narayani, North-Western, Patan, Purnia, Tharaka	B
Katmandu(カトマンズ)	A
バーレーン	A
パキスタン(標高2000m以下の全境)	B
パキスタン(パキスタン)	B
パラオ	A
バングラデシュ	B
Dhaka市	A
ハワイ諸島	A
東チモール	B
ブータン(一部のインド国境地域(Phugang, Shinghar, Bumthel, Snowcapped mountains, Sikkim area))	B
首都(ティンブー)及び北部	A
フィジー	A
フィリピン(標高600m以下の地域)	B
Aklan,Biliran,Camiguin,Capiz,Cebu,Guimaras,Iloilo,La Olaya del Sur,Northern Samar,Siquijor	B
Bohol,Catanduanes,Cebuの各州、Manila首都圏、都市部、平野部	A
ブルネイ	B
ベトナム	B
都市中心部、Red River Delta、Nha Trang(北の海岸平野)	A
ボラボラ島	A
マーシャル諸島	A
マカオ	A
マレーシア(内陸高地、Sabah(Sabah))	B
都市部及び海岸地域(サバ州除く)	A
ミクロネシア連邦	A
ミャンマー(首都ナウ、標高1000m以下の地域)	B
モルジブ	A
モンゴル	A
モルドバ共和国	A
ヤップ島	A
ヨルダン	A
ラオス人民民主共和国	B
Vientiane	A
レバノン	A

□ : マラリアが消滅したか、撲滅されたか、またはもともと存在しなかった地域
 □ : マラリアの感染が起こりうる流行地域

マラリア流行地域判断基準一覧表(1)

アメリカ合衆国、カナダと全てのヨーロッパ諸国においてマラリアの発生は報告されていない。

アイウエオ順

アゼルバイジャン	A
アフガニスタン	B
アラブ首長国連邦	A
アルメニア	A
イースター島	A
イスラエル	A
イラク	A
イラン	A
インド	B
インドネシア	A
ジャバ	A
ウエーク島	A
ウクライナ	A
ウズベキスタン	A
オーストラリア	A
オマーン	A
カザフスタン	A
カタール	A
カンボジア	B
クック諸島	A
クリスマス島	A
グルジア	A
サイパン	A
サウジアラビア (メッカ)	A
タイ	B

サモア	A
シリアアラブ共和国	A
シンガポール	A
スリランカ	B
Colombo, Kalutara, Nuwara Eliya 郡	A
大韓民国	A
大韓民国 下記を除く全域 (北緯37.7度以南)	A
太平洋諸島 (アメリカ信託統治領)	A
タンザニア	B
台湾	A
タヒチ (仏領ポリネシア)	A
チモール	B
中華人民共和国 (主要都市を示す)	B
広東省、雲南省、広西チワン族自治区、海南省、桂林、昆明、廣州、深セン、南寧、スワトウ、リウチョウ、チベット(珠治)、チベット、山東省、浙江省、四川省、福建省、河南省、安徽省、湖北省、湖南省、江西省、貴州省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区(南東部のZangbo川の谷地)、上海、重慶、青島、成都、武漢、福州、南京、杭州、長沙、アモイ、寧波、臨安、南昌、貴陽、馬玉山、蘇州、孔子廟、瀋陽、徐州、ラサ	B
黒龍江省、吉林省、内モンゴル自治区、甘肅省、遼寧省、河北省、陝西省、寧夏回族自治区、山西省、雲南省 (北京、天津、香港、成安、撫順、吉林、長春、旅順、大連、瀋陽、敦煌、雲南、太原、包頭、鞍山、ハルビン、チチハル)	A
朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮)	A
南朝鮮	B
ツバル	A
トケラウ	A
トラック諸島	A
トルクメニスタン	A
トルクメニスタン 南東部の農村地域 (6月から10月)	B

トルコ	B
西部と南西部の主要な観光地域	A
トンガ	A
ナウル	A
ニウエ島 (ニュージーランド領)	A
ニューカレドニアと周辺保護領	A
ニュージーランド	A
パキスタン	B
Katmandu (カトマンズ)	A
パレーン	A
パキスタン 標高2000m以下の全土	B
パラオ	A
パプアニューギニア	B
パラオ	A
Dhaka市	A
ハワイ諸島	A
東チモール	B
フィジー	A
フィジー 標高600m以下の地域	B
Philippines	B
Bohol, Catanduanes, Cebuの各州, Manila首都圏、都市部、平野部	A
ブルネイ	B
ベトナム	B
都市中心部、Red River Delta, Nha Trang (北の海岸平野)	A
ボラボラ島	A
マーシャル諸島	A
マカオ	A
マダガスカル	B
都市部及び海岸地域 (上記除く)	A
ミクロネシア連邦	A
モザンビーク	B
モルジブ	A
モンゴル	A
モルドバ共和国	A
ヤップ島	A
ヨルダン	A
ラオス人民民主共和国	B
Vientiane	A
レバノン	A

- : マラリアが消滅したか、撲滅されたか、またはもともと存在しなかった地域
- : マラリアの感染が起こりうる流行地域
- : マラリアの感染が起こりうる流行地域 (特B)

マラリア流行地域判断基準一覧表(2)

アメリカ合衆国、カナダと全てのヨーロッパ諸国においてマラリアの発生は報告されていない。

アフリカ

アルジェリア	A
エジプト 主要観光地	A
Addis ababa	A
Asmara	A
ナイロビ市、中央部・東部・西部・Nyanza・Rift Valley各州の標高2500m以上の高地	A
ケープベルデ (カーボベルデ)	A
チュニジア	A
西サハラ	A
ブルキナファソ	B
ブルンジ	B

中南米

アルゼンチン	A
アンチグア・バーブーダ	A
ウルグアイ	A
エクアドル (首都キト、グアヤキル)	A
エルサルバドル	A
オランダ領アンティル	A
ガイアナ	B
ガドループ	A
キューバ	A
グアテマラ (標高1500m以上の全国)	A
グレナダ	A
ケイマン諸島	A
コスタリカ	A

セーシェル	A
セントヘレナ	A
チュニジア	A
ナイジェール	B
ニジェール	B
西サハラ	A
ブルキナファソ	B
ブルンジ	B

コロンビア (標高500m以下の田舎や森林地域)	B
ジャマイカ	A
スリナム	B
セントキッツ・ネビス	A
セントビンセント・グレナディン	A
セントルシア	A
チリ	A
ドミニカ島	A
トリニダード・トバゴ	A
ニカラグア	B
バージン諸島 (USA領・イギリス領)	A
バーミューダ	A
ハイチ	B
パナマ	A
パラグアイ	A
バルバドス	A
プエルトリコ	A
フォークランド諸島	A

アイウエオ順

ボツワナ	A
マダガスカル	B
マヨット島 (フランス領、コモロ諸島の一つ)	B
マラウイ	B
マルタ	A
南アフリカ	A
ロドリゲス諸島	A
モロッコ	A
リベリア	B
ルワンダ	B
レソト	A
レユニオン	A

ブラジル (アマゾン流域以外の州)	A
フランス領ギアナ	A
ベネズエラ	B
ペルー	B
リマ	A
ボリビア	A
ホンジュラス	B
マルティニック	A
メキシコ	A
モントセラト	A

- : マラリアが消滅したか、撲滅されたか、またはもともと存在しなかった地域
- : マラリアの感染が起こりうる流行地域
- : マラリアの感染が起こりうる流行地域 (特B)

変異型クロイツフェルトヤコブ病の献血受入制限対象国（アイウエオ順）

対象地域をA①・A②・A③・B①・B②の5地域に分類する。

A①地域：昭和55年（1980年）1月から平成8年（1996）12月までに1日以上滞在した場合、または、平成9年（1997年）1月から平成16年（2004年）12月までに通算6ヵ月以上滞在（居住）した場合、採血しない。

A②地域：昭和55年（1980年）1月から平成16年（2004年）12月までに通算6ヵ月以上滞在（居住）した場合、採血しない。

A③地域：昭和55年（1980年）1月から通算6ヵ月以上滞在（居住）した場合、採血しない。

B①地域：昭和55年（1980年）1月から平成16年（2004年）12月までに通算5年以上滞在（居住）した場合、採血しない。

B②地域：昭和55年（1980年）1月から通算5年以上滞在（居住）した場合、採血しない。

地域		対象国		
A	①	英国 (the United Kingdom)		
		アイルランド	ドイツ	
		イタリア	フランス*	
	②	オランダ		ベルギー
		スペイン		ポルトガル
		③		スイス
B	①	オーストリア	デンマーク	
		ギリシャ	フィンランド	
		スウェーデン	ルクセンブルグ	
	②	アイスランド	バチカン	
		アルバニア	ハンガリー	
		アンドラ	ブルガリア	
		クロアチア	ポーランド	
		サンマリノ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
		スロバキア	マケドニア	
		スロベニア	マルタ	
		セルビア・モンテネグロ	モナコ	
		チェコ	リヒテンシュタイン	
		ノルウェー	ルーマニア	

注1) B地域の滞在（居住）歴を計算する際、A地域の滞在（居住）歴も加算する。

*フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、①の英国と同様の措置を慎重に実施することとするが、当分の間は、本表に掲げる通算6ヵ月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにする。